

各指定障害福祉サービス等事業者 様

石川県健康福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業に係る法令順守の徹底について

平素より、本県の障害保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、県内の指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）に対し、下記の事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項本文の規定に基づく指定の一部の効力停止の行政処分を行いました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、障害福祉制度に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

つきましては、貴事業所等において、障害者総合支援法等関係法規の規定に基づき、適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。

記

[処分の原因となった違反事実]

(1) 法第50条第1項第5号（運営基準違反）

利用者から徴収した食材料費の額に残額が生じているにも関わらず、精算して利用者に当該残額を返還したり、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等、適正な取扱いをせず、過大に徴収した。

(2) 法第50条第1項第6号（訓練等給付費の不正請求）

①生活支援員の人員基準を満たしていないにもかかわらず、厚生労働省告示に基づく訓練等給付費の人員欠如減算（所定単位数に100分の70若しくは100分の50を乗じて得た単位数を算定）を行わず訓練等給付費を請求し受領した。

②世話人が常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されていないにもかかわらず、世話人を4対1配置した場合の訓練等給付費を請求し受領した。

③基準により置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人等が配置されていないにもかかわらず、配置した場合の加算（人員配置体制加算Ⅰ）を請求し受領した。

④宿直を行う夜間支援従事者を配置していないにもかかわらず、宿直を配置した場合の加算（夜間支援体制加算Ⅱ）を請求し受領した。

(3) 法第50条第1項第7号（虚偽報告）

監査において、当該事業所での世話人や生活支援員としての勤務実態の無い者を世話人や生活支援員として勤務したとする虚偽の書類を提出した。

(事務担当)
石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ
TEL 076-225-1428
FAX 076-225-1429